

職員倫理綱領

前文

私達の責務は、障害のある方達が一人の人間としての尊厳を守られ、豊かな人生を実現できるように支援していくことです。

そのため、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、規範と致します。

1. 生命の尊厳

私たちは、障害のある方たち一人ひとりをかけがえのない存在として大切にします。

2. 主体性と個人の尊厳

私たちは、障害のある方たち一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、障害のある方たち一人ひとりに対し、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、障害のある方たちが、年齢、障害の状況などにかかわらず、社会を構成する一員として豊かな市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、障害のある方たち一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援します。

職員行動指針

1. 社会的ルールの遵守(コンプライアンス)の徹底
関係法令、会社の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。
2. 個人情報の保護と管理
個人情報保護法に基づき、個人情報の適正な取り扱いを心がけます。
3. 利用者の主体性と個性の尊重
 - ① 利用者の入退所・移動に当たっては本人・保護者等に十分な説明を行い、本人の選択に機会が得られるように努めます。
 - ② 利用者一人一人に支援計画を作成します。また、支援計画の実施に当たっては、十分な説明を行い、同意を得た上で行います。
 - ③ 施設運営、サービス内容等に対する利用者・保護者等の意見・要望をきく機会を定期的に設け、意見等が反映されるよう努めます。
 - ④ 利用者の活動においては、利用者の生活歴をよく知り、サービス利用までの生活習慣を尊重するように努めます。
 - ⑤ 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援、援助を行います。
4. 人権の尊重と体罰、虐待等の禁止
虐待防止委員会の規定、身体拘束等の適正化のための指針に基づき、対応するとともに虐待等が起こらない体制を整えます。
5. 専門性の向上と倫理の確立
 - ① 利用者に対する支援、援助は、職員の統一した考えのもとに行います。
 - ② 職員は、互いに啓発し合い、倫理の確立と専門的な資質を向上させるために自己研鑽に努めます。